



1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る上陸拒否措置等（全世界対象）

現在、全ての入国者に対し、防疫措置として、出国前72時間以内の新型コロナウイルス検査証明の取得、入国時の検疫での抗原定量検査、14日間の自宅等待機・公共交通機関不使用要請等あり。防疫措置の詳細は[厚生労働省のホームページ](#)を参照。

(1) 上陸拒否の対象地域からの入国

上陸申請日前14日以内に160の国・地域に滞在歴のある外国人については、「特段の事情」がない限り、上陸を拒否（詳細については「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について](#)」を参照）

○「特段の事情」があるとして入国・再入国を許可する具体的な例は、次のとおり

①再入国許可（みなし再入国許可を含む。）による再入国

※インド、ネパール、モルディブ、バングラデシュ、スリランカ又はアフガニスタンに滞在歴のある者の再入国を拒否する措置については、令和3年9月20日をもって終了

②日本人・永住者の配偶者又は子の新規入国

③「外交」又は「公用」の在留資格を有する又は取得する者

④入国目的に公益性が認められる者（個別事案ごとに関係省庁協議を経た上で公益性を判断）

※例えば、ワクチン開発の技術者 等

⑤その他人道上の配慮の必要性がある場合

(2) 上陸拒否の対象地域以外からの入国

上記(1)の措置に併せ、全世界を対象に査証発給の制限が行われており、現在、原則として「特段の事情」と同様の事情がある者についてのみ査証発給

※現在、再入国の場合を除き、原則として、入国前に在外公館において査証の取得が必要

2 「国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置」の状況

本年1月以降、以下の入国制限緩和措置の運用を停止中

(1) 対象国・地域との間での双方向の往来を可能にするスキーム（ビジネストラック・レジデンストラック）

(2) 全世界の国・地域からの新規入国を可能にする措置